

Title	巻頭言 人間の「いのちの尊厳」理念の確立を目指す
Author(s)	阿久戸, 光晴
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.57, 2014.3 : 3-6
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=5088
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

巻頭言 人間の「いのちの尊厳」理念の確立を目指す

聖学院大学総合研究所副所長
学校法人聖学院院長

阿久戸 光晴

昨年六月二十九日、本学で開催された「日本精神保健福祉士養成校協会全国研修会」において開催校を代表して次のように開会挨拶をさせていただきました。

全国研修会会場として本学諸施設を利用いただいたことは、本学の光栄の至りである。とくに精神保健福祉士制度は、日本精神保健福祉士協会の方々のご貢献とともに、本学で足跡を残された柏木昭総合研究所名誉教授が尽力され成立した制度であり、本学としても感慨深い。

当日、会場となった本学の聖学院教会チャペルお集まりの方々にはまず、チャペルの天蓋をご覧いただいた。天蓋にはへこみがあるのだが、その形は、設計者香山寿夫先生が祈りを込めて構想された「ノアの方舟」を象徴している。「たとえチャペル外で嵐が吹き荒れても、このチャペル内にいるすべての方々は、性別・人種・職種・信条・信仰その他の違いを超えてともに助け合う、同じファミリーの乗組員なのである」と。また、私はしばしば学生たちを激励して天蓋を示し、「たとえこのチャペル内を消灯しても、天蓋をとおして外から明るい光が入る、私たちがどれほど厳しい中に置かれても

現実世界はけつして閉塞されていない、必ず光とともに外から突破口がある」、と話していることを述べた。

本学は巷間、「面倒見の良い大学・入って伸びる大学」として多少知られているが、先日ある会合で、『面倒見の良さ』とは具体的に何ですか」との本質的質問があり、私は次のように答えた。新約聖書マタイによる福音書七章一二節に、「あなたのしてほしいと思うことを人にもせよ」との趣旨の言葉がある。この私のしてほしいこととは、他者介入への「依存」ではなく、また自己責任という名の周りからの「突き離し」でもなく、「自立支援」である。その「自立支援」こそ、面倒見の本質であると答えた。またそれは福祉の究極の本質でもであると確信している。そして「自立」した学生が入って大いに伸びる」。しかし今私は振り返って、この私自身の答えには一つの課題が残されていると自覚する。それは自立が保障される種々の前提である。

私は人権論を研究課題としているが、人権については「権利の上に眠る者は法の保護を受けず」という有名な法諺ほうげん（ルドルフ・フォン・イエーリング『権利のための闘争』一八七二年、参照）がある。つまり権利を主張しない者を、まさに自己責任論により法は保護しないと近代法の大原則が語られている。しかしここには、人は誰でも権利を主張できるはずだという古典的人間観が前提されており、またその延長上にあの「自己責任論」という法治国家の不作為免罪論が控えている。私は今この暗黙の前提たる人間観が根本的に問われるべき時代が来ていると思う。この意味で、精神保健福祉士の役割はポストモダン時代も睨みつつ現代的急務であると言えよう。

私は人権という概念とは別に、「いのちの尊厳」という概念を構想すべき時であると思う。それは自分の権利を十分主張できない存在の中核にある「いのち」を周りも守るべきであるというものであ

る。一例として、日本で毎年ほぼ三万人と言われる自死問題がある。一般に言われることと異なり、私は、現代の自死者は強者とは思わない。生きる力がフェイドアウトしていくようにいのちが危機にさらされることがこの問題の本質である。自死の瀬戸際にある方に向かって、「あなたは生きよ。生きる責任がある。生きる義務を果たさない者は周りから見捨てられ、社会的制裁を受けて当然だ」と言うようなことで解決するであろうか。このような規範的圧力で人は発奮して立ち上がるものであろうか。

自死問題に限らず、精神保健福祉士は、まさにこのような現代の多様なチャレンジドの方々、そして現代の潜在的に数えきれないであろうボーダー者（「チャレンジドかそうでないかの境界線上にある人」の意で用いた）の方々の「いのちの尊厳」を守り、彼らのための「アドボカシー」（権利表明困難者のための権利代弁）の実行も期待されるフォアランナー（先駆者）である。この精神保健福祉士の支援で、周りからも自分の「いのちの尊厳が守られている」という主観的自覚が前提され、さらに国家や社会からも「いのちの尊厳」を守る種々の客観的諸制度が確立される前提（日本国憲法第 二五条の生存権保障）において、人は自立努力ができるようになるのである。

精神保健福祉士についてもまた、制度上自己努力・自己責任のみが強調されるものであつてはならない。あまりに多くの課題を抱えておられるであろう精神保健福祉士やその志願者の方々も、おそらく疲れを覚えておられ、壁に当たつて苦しんでおられることであろう。この人たちのために、ガイダンスや支援が必要であり、それが「養成」の意味するところの**「養成」**ではなく、**「養成」**の根本課題と具体的諸課題の前進を期待する。

以上のことを挨拶において述べさせていただいた。

現代において、古典的人間観に基づく「自己責任論」を前提としたイエーリング・テーゼ（すなわち権利の上に「眠る」者を法は保護せずという意。すなわち闘争しない人間は人権を生かせないことになる）では、メンタルケア・介護・福祉・保育・教育などの根本使命は見えてこない。ドイツ連邦共和国基本法第一条に規定されている「人間の尊厳」概念を再認識し、とくに「いのちの尊厳」理念の確立へ向かつて、当研究所の真理追究は続く。